

香川県医師確保計画の策定について

1 主 旨

(1) 計画策定の主旨

令和6年3月に、第八次香川県保健医療計画内において「香川県医師確保計画」(別紙)を策定したところですが、医師確保計画については、計画期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間となっております。

現在、国の検討会において、次期の医師確保計画策定ガイドラインの策定に向けた議論が進められており、令和8年度中に次期計画を策定します。

(2) 主な内容

- 医師偏在の状況把握、目標医師数の設定
- 目標医師数を達成するための施策
- 医師偏在是正プランの策定
- 計画の効果測定・評価

(3) 法的根拠

医療法第30条の4第2項第11号

(4) 計画期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日(3年間)

2 計画の策定に当たっての体制

都道府県は、医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について、「地域医療対策協議会」において協議を行うこととされています。(医療法第30条の23)

そこで、本県においても「香川県地域医療対策協議会」にて策定に向けた協議を行い、「第八次香川県保健医療計画検討協議会」を経て、最終案については、「香川県医療審議会」に諮った上で、県議会に上程し決定することとなります。

3 策定スケジュール

国から「医師確保計画策定ガイドライン」が示されましたら、策定主旨やスケジュール等の御説明や骨子案を御協議いただくため、第1回地域医療対策協議会を開催する予定としています。

【地域医療対策協議会における協議事項(案)】

- 第1回：策定主旨・スケジュール等説明、骨子案協議
- 第2回：素案協議
- 第3回：計画案協議